

当センターで算定している診療報酬の加算について

【明細書発行体制等加算】

当センターでは個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、その旨お申し出ください。

【検体検査管理加算（Ⅰ）】

検体検査を実施した場合に月 1 回所定点数を算定いたします。

【医療情報取得加算】

当センターはオンライン資格確認を行う体制を有しております。

マイナンバーカードによる保険証の利用により、患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して質の高い医療の提供に努めております。

【一般名処方加算】

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点がありましたらご相談ください。

【生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）】

高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さんで、これまで「特定疾患療養管理料」を算定されていた方は、令和 6 年 6 月 1 日から「生活習慣病管理料」へ移行しております。

患者さんには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」に署名をいただく必要がありますのでご協力をお願いいたします。

なお、患者さんの状態に応じて、28 日以上の長期の投薬やリフィル処方箋の交付が可能ですのでご相談ください。

【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）・（Ⅱ） 2】

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く職員の待遇改善を行い、人材確保に努め、良質な医療の提供を続けることができるようにするための取り組みです。ベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く職員の処遇改善に全て充てられます。ご理解いただきますようお願いいたします。

岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター長